

○国土交通省告示第六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十七日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事（宮守インターチェンジ（仮称）から東和インターチェンジまで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岩手県遠野市宮守町下鱒沢29地割及び28地割地内

岩手県奥州市江刺区梁川字大幡、字四ツ鼠、字大洞、字嶋谷及び字沢田地内

岩手県花巻市東和町安俵11区地内

2 使用の部分 岩手県遠野市宮守町下鱒沢29地割、28地割及び28地割地先国有林地内

岩手県花巻市東和町田瀬27区地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県遠野市宮守町下鱒沢32地割地内の宮守インターチェンジ（仮称）から花巻市東和町安俵6区地内の東和インターチェンジまでの延長約23.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の改築について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東和インターチェンジの改築に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から同インターチェンジの改築に関する許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件区間のうち東和インターチェンジの改築を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線（以下「本路線」という。）は、釜石市を起点とし、遠野市、奥州市、花巻市等を経由して秋田市に至る延長約211kmの路線である。

本路線の通過する遠野市、奥州市及び花巻市（以下「本件地域」という。）は、岩手県が日本一の作付面積及び生産量を誇るホップの主要な産地となっており、ビールメーカーとの契約栽培に基づき、その全てが全国有数のビールの生産拠点である仙台方面に輸送されている。

また、本件地域の南西に位置する胆沢郡金ヶ崎町は、全国有数の乗用車の生産地となっており、ここで生産された乗用車は本件地域を通過して、太平洋岸に存する重要港湾釜石港まで搬出され、主に中部地方に輸送されている。さらに本件地域は、自然景観にも恵まれており、国定公園や温泉等の観光地には県内外から多くの観光客が訪れている。

一方、本路線とほぼ並行し、これらの物流や観光等を担う主要幹線道路として一般国道107号、283号及び456号が存するが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）においては、ほとんどの区間が2車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径、最急縦断勾配及び車線幅員を満たさない箇所が多く存するなど線形も悪く、これらの箇所を中心に交通事故が多発している。また、現道には降雨による落石の危険性の高い箇所が存することから、異常気象時

通行規制区間に指定されている箇所が存しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業が完成することにより、遠野市と花巻市とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性が確保されるとともに、本路線の供用済み区間及び高速自動車国道東北縦貫自動車道と接続することでより広域的なネットワークが形成されることから、物流の効率化や観光圏の拡大が図られるなど、地域産業及び地域経済の活性化に寄与することが認められるとともに、自然災害発生時における現道の代替機能を果たすなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である岩手県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、工事実施に伴う騒音等については一部環境保全目標を超える値が見られるものの、防音シートで仮囲いを行うことなどにより環境保全目標を満足するとされていることから、起業者は当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価及びその他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ及び天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているシナイモツゴ等が確認されている。このうち、オオタカについては飛翔及び営巣が確認されたことから、起業者は有識者からなる鳥類保全対策検討委員会、猛禽類保全対策委員会を設置し、その指導及び助言を得て、モニタリング調査を実施しているほか、低騒音・低振動型機械を使用するなど生息環境に十分に留意しながら工事を実施することとしている。その他の重要種等については、周辺の土地に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は軽微であると評価されている。

また、植物については、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているセンウズモドキ、キキョウ等の生育が確認されているが、周辺の土地には同様の生育環境が広く存在すること、必要に応じて学識者の指導により移植を行い、モニタリング調査を実施することなどにより影響は軽微であると評価されていることから、起業者は当該措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、このうち15箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、引き続き残る1箇所についても岩手県教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、遠野市と花巻市とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年12月3日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面及びインターチェンジ形式等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業の事業計画は、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、橋梁及びトンネルの施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、遠野市と花巻市とを結ぶ高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、岩手県知事を会長とする岩手県高規格幹線道路整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県遠野市役所、奥州市役所及び花巻市役所